

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

県南都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
〔県南都市計画区域マスタープラン〕  
(素案) 平成25年11月時点

福 島 県

1

2

# 目 次

3	<b>1. 基本的項目</b> .....	1
4	1) 対象区域 .....	1
5	2) 目標年次 .....	1
6	<b>2. 都市計画の目標</b> .....	2
7	1) 都市の現状と課題 .....	2
8	2) 都市づくりの理念 .....	5
9	3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ .....	11
10	4) 保全すべき環境や風土の特性 .....	11
11	<b>3. 区域区分決定の有無</b> .....	12
12	1) 区域区分の有無とその理由 .....	12
13	<b>4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	13
14	1) 主要用途の配置方針 .....	13
15	2) 土地利用の方針 .....	14
16	<b>5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	16
17	1) 交通施設 .....	16
18	2) 下水道及び河川 .....	18
19	3) その他の都市施設 .....	19
20	<b>6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	20
21	1) 主要な市街地開発事業の決定の方針 .....	20
22	<b>7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	21
23	1) 基本方針 .....	21
24	2) 主要な公園緑地の配置方針 .....	21
25	3) 実現のための具体の都市計画制度方針 .....	22

26

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23

## 1. 基本的項目

### 1) 対象区域

本都市計画区域は、白河市、西郷村、棚倉町及び埴町の各行政区域の一部と矢吹町、泉崎村及び中島村の各行政区域の全域により構成される48,034haである。

区分	市町村	範囲	規模
(仮称)県南都市計画区域	白河市	行政区域の一部	25,223ha
	西郷村	行政区域の一部	7,264ha
	泉崎村	行政区域の全域	3,541ha
	中島村	行政区域の全域	1,887ha
	矢吹町	行政区域の全域	6,037ha
	棚倉町	行政区域の一部	3,602ha
	埴町	行政区域の一部	480ha
	1市3町3村		48,034ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成22年度を基準とし概ね20年後の平成42年を目標年次とする。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成32年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化等に柔軟に対応していくため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・ 都市的土地利用の規模
- ・ 都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・ 主要な緑地の確保目標

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### ① 広域的視点から見た現状と課題

本都市計画区域は福島県中通り地方の南部に位置し、那須連峰や阿武隈高地、八溝山地の山々に囲まれ、阿武隈川、久慈川の2つの一級河川の源流を有する地域である。

歴史的には、白河の関により古くから奥州の玄関口とされ、また、五街道のひとつとして知られる奥州街道（現在の一般国道4号に相当）を始め、会津街道（現在の一般国道294号に相当）水戸街道（現在の一般国道289号、118号に相当）などの主要街道が走っていた。

本都市計画区域を含む県南地方（一部県中地方を含む）は白河藩の所領であった経緯を持ち、白河市は城下町としてにぎわい、小峰城跡を始めとして現在でも歴史的な街なみ、佇まいを多く残している。一方、棚倉町は棚倉藩の城下町として栄え、塙町一帯は幕府直轄領であった歴史を有している。

現在でも白河市は、東北新幹線新白河駅のある西郷村の一部と併せて、病院や学校などの公益的施設や広域的行政施設が集中し、県南広域都市圏及び本都市計画区域の圏域拠点として都市機能が集積している。

また、棚倉町及び奥州街道と水戸街道の追分で宿場町として栄えた矢吹町は、周辺の買い物先となるなど地域拠点としての役割を担っている。

なお、本都市計画区域は、東北自動車道やあぶくま高原道路、東北新幹線等高速交通体系の利便性に恵まれ、さらには、首都圏に隣接する地理的優位性を有している。また、従来から一般国道4号等を通じての県中広域都市圏方向、一般国道118号や349号を通じての茨城県方向とのつながりが見られるほか、平成20年に開通した一般国道289号（甲子道路）により、会津・南会津広域都市圏とのアクセスが大きく改善された。

豊かな自然資源や、白河の関・小峰城跡など歴史的な文化資源と、恵まれた地理的優位性、高速交通体系を活用しながら区域内の結びつきを強化しつつ、広域的な交流や連携の拡大が求められる。

#### ② 土地利用に関する現状と課題

本都市計画区域の人口を見ると微増傾向にあり、高齢化率も県平均を下回っている。白河市白河地域や西郷村では人口が微増しているが、その他の市町村では減少傾向となっている。平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）や東京電力福島第一原子力発電所事故による災害（以下「原子力災害」という。）の影響により本都市計画区域内への浪江町、双葉町など他市町村からや区域内での人口流動が大きくなっており、今後の土地利用の動向に影響を及ぼすもの考えられる。将来的には都市計画区域人口は減少し、高齢化が進展すると予測されており、遊休地や未利用地の増加のほか、人口減少や高齢化等により伝統文化の継承や自然環境の保全、日常生活の支え合いなどを担ってきた地域コミュニティの活力の低下が懸念される。

本都市計画区域の圏域拠点である白河市においては、郊外の丘陵地や西郷村の東北新幹線新白河駅、西郷村役場周辺において急速な都市化が進み、特に新白河駅付近や幹線

1 道路沿線などでは、大型小売店舗が相次いで立地されている。これらの区域では、都市  
 2 基盤が不十分なため、周辺地の交通渋滞を招き、河川や湖沼等の水質の悪化も懸念され  
 3 ている。一方、J R東北本線白河駅を中心とした白河市の中心市街地では、居住人口の  
 4 減少や空き店舗の増加など空洞化が進んでいる。また、狭あい道路や行き止まり道路、  
 5 老朽化した家屋・空き家などが防災上の不安となっている地域も見られている。なお、  
 6 中心市街地の空洞化は、棚倉町・矢吹町などでも見られ、共通の課題である。

7 こうした現状を始め、本都市計画区域では、白地地域における都市的土地利用や、住  
 8 居系・工業系用途の混在などが見られ、適切な土地利用計画に基づいた土地利用の実現  
 9 が求められる。本都市計画区域の面積は、福島県内の18都市計画区域のうち最も広く、  
 10 そのうち山林、田畑、水面等の自然的土地利用が約8割を占める。これらは優良農地を  
 11 中心として、今後も保全が求められる。

### 12 13 ③ 都市施設に関する現状と課題

14 広域的な高速交通体系として、東北自動車道が走り、本都市計画区域内に白河インター  
 15 チェンジ、白河中央スマートインターチェンジ及び矢吹インターチェンジを有する。  
 16 また、あぶくま高原道路が、起点である矢吹インターチェンジ、矢吹中央インターチェ  
 17 ンジを通じ磐越自動車道小野インターチェンジへ接続し、県中地域や浜通りとのネット  
 18 ワークが強化されている。

19 道路網は南北方向の一般国道4号、294号、118号、(主)棚倉矢吹線、東西方向  
 20 の一般国道289号、(主)白河石川線などにより、骨格的な道路網を形成している。病  
 21 院や学校などの公共公益施設にスムーズにアクセスできる道路網の整備や、整備率の低  
 22 い市街地の都市計画道路の整備、急速に都市化の進んだ区域での生活環境の向上に資す  
 23 る道路の整備、東白川郡からの広域高速交通網へのアクセス性の強化などが課題となっ  
 24 ている。

25 また、東日本大震災では県内各所で道路通行止めが発生し、避難や物資輸送に支障を  
 26 きたしたことから、災害発生時における住民の避難や救助、物資輸送活動等を支える災  
 27 害に強い道路整備も求められる。

28 公共交通機関は、東北新幹線及びJ R東北本線、水郡線が通っている。東北新幹線新  
 29 白河駅からは、東京まで約1時間30分と遠距離通勤も可能となっているほか、近年で  
 30 は会津方面への観光の入口としてもにぎわっている。また、J R東北本線・水郡線の2  
 31 線についても、区域内や隣接広域都市圏への通勤・通学を始めとした市民生活及び経済  
 32 活動を支える公共交通機関として、重要な役割を担っている。

33 鉄道以外の公共交通では、白河市と棚倉町間を運行するJ Rバス白棚線など、白河駅、  
 34 新白河駅、磐城棚倉駅、磐城塙駅などを中心にバス交通網が形成されているほか、市町  
 35 村の委託による生活バスが地域の足として運行されている。

36 高齢社会が進行する中で、今後公共交通の役割はますます重要となるが、近年バス路  
 37 線は廃止・縮小が進んでおり、公共交通機能の維持強化が課題である。

38 本都市計画区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化  
 39 槽によって行なわれており、源流域にある都市として河川の水質向上の観点も含め、適  
 40 切な汚水処理対策を進めていく必要がある。

41 さらに、東日本大震災では県内各所で下水道マンホールの隆起や管渠のたわみなどの被害  
 42 が発生し、下水道の機能が停止したことから、災害に強い下水道等の整備が求められる。

1 公園については、東日本大震災において県内各所で多くの公園が一次避難の場所や防災  
2 活動の拠点となり、災害時における公園が本来持つ役割を果たしたことから、防災機能を持つ  
3 公園の計画的な配置と適切な維持・管理が必要である。

4 また、浸水や土砂災害等の発生する危険性の高い地域では、平成10年の未曾有の豪  
5 雨災害を教訓に、安全で安心な暮らしを実現するため、引き続き、計画的な河川、砂防  
6 事業等の推進に努める必要がある。

7 なお、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮すると  
8 ともに、ユニバーサルデザインに配慮した、誰にでも使いやすい安全で安心できる都市  
9 施設の整備が必要である。

#### 10 11 ④ 市街地開発事業に関する現状と課題

12 本都市計画区域は、白河市・西郷村の白河西郷地区などの土地区画整理事業により、  
13 計画的な市街地整備を進めてきたが、市街化が図られず、未利用地が多数存在している。  
14 今後は適切な土地利用の誘導により未利用地の解消に努める必要がある。

#### 15 16 ⑤ 自然環境の整備及び保全に関する現状と課題

17 本都市計画区域は、流域面積5,400km<sup>2</sup>（全国11位）の阿武隈川水系、また、  
18 茨城県で太平洋へ注ぐ久慈川水系（流域面積1,490km<sup>2</sup>）の「源流域」に位置して  
19 おり、那須連峰、八溝山地、阿武隈高地の山々に包み込まれた自然豊かな空間を有して  
20 いる。久慈川は鮎釣りの名所としても知られ、「源流域」にある都市として、良好な水質  
21 と河川環境の保全に努める必要がある。

22 また、白河市には白河藩主松平定信が造園し、庶民に開放した日本最初の公園といわ  
23 れる南湖公園があり、風致地区の指定を受けている。小峰城跡、山本不動尊、棚倉城跡、  
24 向ヶ岡公園のシダレザクラ、風呂山公園のツツジなどの保全すべき良好な自然的・歴史  
25 的資源が多く存在し、矢吹町、泉崎村では奥州街道の名残を残す松並木が自然環境保全  
26 地域の指定を受けている。また、白河市表郷地域には、氷河期の残存植物とも言われる  
27 ビャッコイの自生地（国内唯一）があり、これは水温が常時10～12℃の清冽な水が  
28 湧き出る湧水口に自生する貴重な植物として、県指定天然記念物となっている。

29 市街地の周囲には、恵まれた水による田園景観が形成されている。清流を始めとした  
30 自然的資源と、田園、歴史的資源といった要素に、遠景としての那須・八溝の山々とは  
31 一体となつて作り出される景観は住民共有の財産であり、今後もその保全と継承が求  
32 められる。

1  
2 **2) 都市づくりの理念**

3  
4 **2) - I 本県の都市政策における基本理念・基本方針の整理**

5  
6 本県では、人口減少や少子高齢化の進行など都市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化  
7 に対応した都市政策を進めるため、平成21年3月に「新しい時代に対応した都市づくり  
8 ビジョン」を策定した。今後、このビジョンを、都市計画区域マスタープランの見直しや  
9 都市計画運用等の根幹に据えながら、都市計画の主体である市町村や県民など、都市づく  
10 りに関わる多くの関係者ととともに、持続的な取組みを進めることをめざす。

11 県内の全ての区域において、都市づくりの前提となるものであり、「新しい時代に対応  
12 した都市づくりビジョン」における本県の都市政策における基本理念・基本方針を以下に  
13 示す。

14  
15 **□ 基本理念**

16  
17 **(背景)**

18 ○都市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、地球環境問題の深刻化、財  
19 政上の制約など大きく変化しており、これまでの市街地の拡散を改め、都市機能が  
20 一定程度集積する都市構造へと転換していく必要性が増している。

21 ○これまで、経済効率重視の開発・土地利用の進行に伴い、画一的な都市が形成され  
22 てきたことで、地域が個性を喪失し、魅力を低下させているという問題点が顕在化  
23 しており、特に地方都市において深刻となっている。

24 ○本県を含む地方都市では真の活力創出が求められており、自らの地域の魅力を再検  
25 証し、固有の資源を有効に活用しながら、多くの県民が愛着を持てる県づくりを推  
26 進していくことが求められている。

27 ○今後、一層の人口減少や高齢化の進行等が予想される中で、新しい時代認識をもっ  
28 て、これらの課題に適切に対応していくことが急務となっている。

29  
30 **(基本認識)**

31 ○都市は、様々なライフラインや社会資本、行政、商業、交通、教育、医療等の機能  
32 を有し、一定の人口が集中して生活する場所であり、農村など都市周辺の田園地域  
33 等は、食料供給、景観形成、レクリエーション空間の創出、自然環境の保全、伝統・  
34 文化の継承など多面的な機能を有している。

35 ○本県の都市は、広大で豊かな自然的環境の中に点在しており、都市と周辺の田園地  
36 域等が有機的なつながりを持ち、共生していくという視点が不可欠である。この視  
37 点は、都市構造のあり方にも密接な関係性を持っている。

38 ○本県は、核となる4都市(福島・会津若松・郡山・いわき市)、周辺都市、町村、集  
39 落など規模や特性の異なる都市が段階的なつながりを有しており、これらの実態を  
40 踏まえながら、それぞれが、規模や特性に応じたコンパクトなまちづくりを進めて  
41 いく必要がある。

- 1 ○本県の個性と魅力の源泉は、豊かな水や緑が織り成す美しい自然や優れた景観等の  
2 中で、多様な歴史、伝統、文化が息づく環境であり、これらを次代に継承すべきか  
3 けがえのない財産という認識を持って、今後の都市づくりを進めていく必要がある。  
4 ○田園地域等における自然や農業等の体験、癒し、レクリエーション、都市における  
5 情報、産業、教育、アミューズメントなど、それぞれの地域が持つ魅力に互いに触  
6 れ合えるような関係を構築していくことが重要である。  
7 ○都市及び田園地域等の文化やコミュニティを尊重しながら、相互交流や相互補完を  
8 活発化し、それぞれがともに豊かになれる都市づくりを推進する。そして、都市や  
9 田園地域等の幅広いネットワークを形成し、豊かな自然的環境との調和を図りなが  
10 ら、にぎわいと魅力のある持続可能な共生社会をめざしていく。

11  
12  
13 (基本理念)

- 14 ○以上の考え方により、本県においては、「都市と田園地域等の共生」を都市政策の基  
15 本理念とし、県民や事業者、市町村など様々な主体と一体となって、本理念の具体  
16 化及び継承に取り組む。

17  
18  
19  
20 □ 基本方針

21  
22 本県がめざす都市づくりは、次の3つの基本方針の下に推進していく。

23 ○都市と田園地域等が共生する都市づくり

24 広大な自然的環境の中に都市が点在しているあり方が、本県の個性と魅力を形成し  
25 ている現状を踏まえた上で、各地域の豊かさと活力を向上させ、ふくしまの魅力を一  
26 層高めていくため、都市と田園地域等が交流し、共生していく都市づくりを推進する。

27  
28 ○地域特性に応じたコンパクトな都市づくり

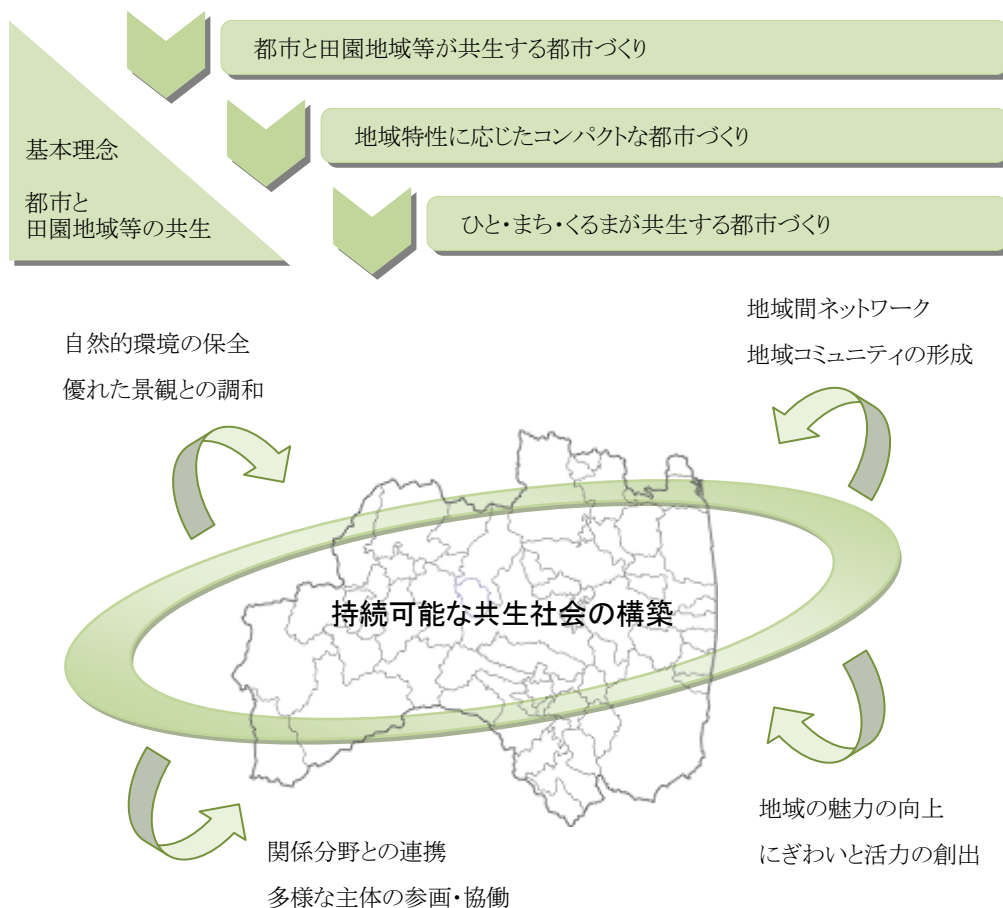
29 人口の減少など都市を取り巻く環境が大きく変化している中で、経済性や効率性の  
30 みが重視された拡散型の都市づくりを転換し、生活環境を重視した持続可能な集約型  
31 の都市を実現するため、地域の特性や実状等に対応したコンパクトな都市づくりを推  
32 進する。

33  
34 ○ひと・まち・くるまが共生する都市づくり

35 今後の超高齢社会等を見据え、自動車への過度な依存を改め、「ひと」を重視した生  
36 活環境の形成を進めていくため、「ひと」と「くるま」とともに、様々な活動の場と  
37 なる「まち」を一体的に捉えながら、「ひと」と「まち」と「くるま」が共生する都  
38 市づくりを推進する。



1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43



### □震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力災害は、本県に大きな被害をもたら  
し、特に原子力災害では、長期間帰還困難な土地が生じたほか、県内の多くの地域が放射能汚  
染による影響を受け、今なお多くの県民が県内外での避難生活を続けている。

県は、大震災等からの 1 日も早い安定した県民の生活再建を図るため「福島県復興計画」を  
策定し、除染による県土の環境回復を行うとともに、生活再建、未来を担う子ども・若者の育成、  
農林水産業の再生、産業の集積による雇用の確保、沿岸部での「多重防御」や災害に強い都市  
づくりなど、「誇りあるふるさと再生の実現」に向け、復興の主体である地域・市町村等ととも  
に全力で取組んでいく。

震災を踏まえた緊急的対応として、避難生活を続けている方々の生活再建を支援するため、  
雇用、医療・福祉等に配慮しながら、復興公営住宅の整備等による生活環境の確保やコミュニ  
ティの再生など、避難先において安心して生活できるまちづくりに取り組む。

長期的には、本都市計画区域マスタープランを都市の将来像として掲げ、再生可能エネルギ  
ーや医療関連など新たな産業の集積等による活力と賑わいのあるまちづくり、大規模災害を考  
慮した安全・安心な災害に強いまちづくり、地域のコミュニティの維持に配慮したまちづく  
りなどを推進し、本県の都市づくりの基本理念である「都市と田園地域等の共生」の具現化に取  
り組む。

また、原子力災害により長期間帰還困難となった地域については、帰還を前提とした復興ま  
ちづくりを進めるために都市計画の見直しを検討する。

1  
2 **2) -II 本都市計画区域の都市づくりの理念**

3  
4 本県の都市づくりビジョンの基本理念・基本方針を踏まえた上で、本都市計画区域の都  
5 市づくりの理念を次のように定める。

6  
7 **(仮称) 県南都市計画区域の都市づくりの基本理念**

8  
9 **「水と緑を守り育み、**  
10 **暮らしやすさとうるおいのある源流の里づくり」**

11  
**■水のふるさととしての都市**

- 阿武隈川、久慈川流域へ水を供給する源流域である本都市計画区域は、美しい水や豊かな自然の恵みを大切にし、享受しながら生活する人々が住む水のふるさとである。
- 阿武隈川、久慈川の水は、人々の生活に潤いと地域の一体化を生み出し、この水をよりどころとし、良好なコミュニティ（水のふるさと）の醸成を図っていく。

**■環境を大切にする都市・歴史と潤いのある都市空間**

- 源流域から湧き、流れ出る美しい水を、美しいままに下流域へ送り出すため、環境負荷の低減を基本とした都市づくりを進め、自然と人を大切にし、互いに調和した潤いのある都市空間の創出を、住民の主体的な参画のもとに取り組む。
- 首都圏に近接するという恵まれた立地条件と豊かな自然環境を最大限に生かした都市づくりを進め、福島県の玄関口としての装いを備え、良好な自然環境と都市環境の両面の恩恵を享受できる区域とする。
- 歴史と豊かな自然環境を最大限に生かした都市づくりを進めることでにぎわいを取り戻し、これまで培ってきた歴史的風情、美しい水、美しい緑、木の文化からやすらぎを享受できる区域とする。

**■発展が持続できる都市・人にやさしいまち**

- 人々のくらしや活動がより効率的に行え、持続的に発展していくことが可能なよう、環境負荷の少ない、よりコンパクトな都市形態へ誘導する。
- すべての人が安心して居住できるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた都市づくりを進め、より高い文化・教育・医療環境の整備と良好な道路網の形成に取り組む。

12  
13  
14

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

**① 緑豊かな自然環境や田園地域等の保全**

本都市計画区域は、阿武隈川や久慈川の源流域である特性を持ち、那須連峰や八溝山系の山並みなど、これらの水系とその自然景観は保全を図っていく。

また、阿武隈川、久慈川を始め、日光国立公園や南湖公園、奥久慈県立自然公園等の豊かな自然環境は、土砂流出防止等の保全上の機能を始め、野生生物の生息環境の確保、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有することから、維持・保全を図る。

農地については、食料供給や本都市計画区域の基幹産業の一つである農業を支える基盤であるとともに、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全など多面的な機能を有しており、原則として今後とも保全していく。

なお、都市機能が集積した拠点間及び田園集落が連携した集約型都市構造への転換を図るため、市街地の無秩序な拡散は原則として抑制する。

**② 安全で安心できるまちづくりの推進**

平成10年の水害の教訓にもとづき、河川の一層の整備を図るなど安全性確保に向けた取組みを進める。

市街地においては、延焼遮断帯となる幹線道路、及び避難路や緊急車両の通行を確保するための街路の形成を推進するとともに、老朽化した木造密集住宅地の改善や避難場所となる公園等のオープンスペースの確保に努める。

安全で安心できるまちづくりの推進には、住民の自主防災意識の醸成が必要であることから、ハザードマップの整備やICT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワークの構築等により、危険地域についての情報の周知徹底を図るとともに、住民と行政の連携の強化を図るものとする。

**③ 生活圏の広域化に対応した、交流と連携のネットワークづくり**

本都市計画区域は、圏域拠点である白河市を中心に、各拠点はお互い歴史的、文化的、さらに経済的に深い結びつきがある。

現在の各地区が備えている都市機能（行政・産業・医療・教育・福祉・観光等）、及び既存のインフラを有効に活用しながら、各地区の連携を図っていく。

また、恵まれた広域高速交通網（高速道路、新幹線、空港）や、栃木県を通じ首都圏への近接、県中・会津広域都市圏、茨城方向など多くの連携軸を持つといった特性を活用し、圏域を超えた広域的な連携の強化を図る。

**④ コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進**

本都市計画区域でも今後は人口減少・高齢化の進行は想定され、地域の伝統文化の継承や、農地や里山などの維持、日常生活の支え合いなどを担ってきた既存の地域コミュニティの弱体化が懸念される。このような状況の下、地域におけるコミュニティの維持・再生は、大きな課題となっている。

本都市計画区域は県南広域都市圏の拠点である白河市の市街地や、それを取り巻く田園地域によって構成されている。市街地部では、様々な都市機能が集積する市街地の特

性を生かしながら、低未利用地などの有効利用によって人口の定着を促し、良好なコミュニティ形成をめざす。一方、広範囲に広がる田園地域では、都市部との交流の促進によるコミュニティの活性化を住民・行政の連携により進め、特に、関東圏から近いという特性を生かした移住の検討を進めるなど住み続けられる環境の実現を図る。

#### ⑤ 魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成

白河市の中心部については、県南広域都市圏の中心として、文化・医療福祉・商業等多様な都市機能の充実を図り、都市拠点としての機能や快適性をより高めることで魅力の向上とにぎわいの創出を図る。

矢吹駅周辺及び棚倉町の市街地は、県南地域生活圏の地域拠点にふさわしい商業地の形成を図る。各生活拠点では、それぞれ街なみや歩行空間の整備を図るとともに、様々な資源を有効に活用しながら、歩いて暮らせる生活の場として、安全性や快適性などの住環境を向上し、魅力を高めるよう努める。

なお、白河駅周辺や棚倉町の市街地では、歴史的資源の活用を図りつつ、商店街やまちづくり団体等の多様な主体と行政の連携を通じて、魅力ある商業空間やにぎわいの創出に努めるとともに、個性と魅力ある地域づくりを行い、震災により低迷している交流人口の回復・拡大を図る。

広域高速交通網（高速道路、新幹線、空港）の利便性や首都圏と近接する特性を生かし、再生可能エネルギーなどの新たな時代をリードする産業の創出や集積についても検討を進める。また、木材などの地域資源を活用した産業の活性化を図る。

#### ⑥ 環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進

地球温暖化の進行を緩和するため、温室効果ガスの発生抑制及び温室効果ガスの吸収源である緑の保全・創出、エネルギーの効率的な利用を図り、環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進に努める。

地域拠点や生活拠点等に都市機能の集積を進めながら、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、過度に自動車に依存しない移動手段の検討を進めるなど温室効果ガスの抑制に努める。

また、緑の保全・創出を図るため、市街地を取り囲む山地や丘陵、優良な農地などの保全に努める。

なお、農地へ復元が困難な耕作放棄地等については、太陽光・風力発電等による土地利用の促進を図る。

工場立地等にあたっては、環境への負荷を低減する配慮を行い、低炭素型の都市活動、産業活動が展開する地域の実現を進める。

#### ⑦ 住民の暮らしを支える都市施設の整備

都市施設については、交流ネットワーク形成に資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮しつつ配置する。

道路等の交通施設については、区域の骨格を形成し、各拠点の連携に資するもの、市街地内の交通を処理しつつまちの魅力づくりに資するものを始めとして、計画的な整備

を進める。

本都市計画区域の特色である水の水質を守るため、下水道の整備を長期的な視点から計画的に行っていく。

施設整備にあたっては、地域の防災性の向上に対して各施設が果たすべき役割を十分考慮しながら、災害に強い都市施設整備を進めるとともに、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、地域住民の参加・協力のもと時代に対応した都市施設の整備に努める。

なお、経済性、安全性はもちろんのこと、自然環境への負荷を極力低減するとともに、自然景観や歴史的景観にも配慮する。

参考 附図1 都市構造図

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置づけ

本都市計画区域は福島県の南部に位置し栃木県と接している。また、阿武隈川、久慈川の源流域に位置することから、下流域への影響を含め、良好な水質の保全が強く求められる区域である。

東北自動車道やあぶくま高原道路、JR東北新幹線等高速交通体系の利便性が良く、福島県の南の玄関口として首都圏と時間的に近距離にある優位性、日光国立公園や南湖公園、奥久慈県立自然公園等周辺の豊かな自然環境等の地域の資源を生かし、首都圏を始めとした観光・交流の更なる促進を図る。また、県中・会津及び茨城方向とのつながりも見られ、これらの連携軸を生かした交流の強化を図っていく。

なお、本都市計画区域は、圏域拠点である白河市を中心として、県南広域都市圏における都市機能を担っており、県中広域都市圏などと連携を図りながら、区域外を含む都市的サービスの充実が求められる。

参考 附図2 広域都市圏構造図

### 4) 保全すべき環境や風土の特性

本都市計画区域及びその周辺には、阿武隈川や久慈川等の源流、那須連峰などの日光国立公園、南湖公園、八溝山を始めとした奥久慈県立自然公園など、美しい水や豊かな緑が数多く、また小峰城跡、棚倉城跡や旧街道の宿場町に残る古い街なみなどの歴史的・文化的資源が残されており、これらは住民の共有の資産と位置づけ、適正な保全を行うことを基本とする。

特に、美しい水は本都市計画区域の特色として、区域内に共通して想起されるものであり、本都市計画区域の個性として、後世に引き継ぐことに努める。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21

### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### ① 区域区分の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めない。

##### ② 判断理由

本都市計画区域の人口密度の分布は、概ね用途地域内で高くなっており、また、白河市では中心市街地活性化基本計画が認定されるなど、計画的な都市形成への取り組みが行われている。

本都市計画区域を構成する市町村の全人口は、近年緩やかな減少傾向にある。県の平均減少率よりは緩やかであるものの、今後も人口減少が見込まれている。また、建物新築件数は概ね減少傾向にあり、今後、急激かつ無秩序な宅地化の進行は無いものと予想される。

また、農地についても、農振農用地区域の整備に関する法律などの他法令により、適正な土地利用が定められている。

以上の理由により、(仮称) 県南都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### ① 商業・業務地

白河駅周辺の白河市の中心市街地を広域的な商業・業務地として位置づけ、商業・業務・行政施設など都市機能の集積を図る。

新白河駅周辺は、本都市計画区域の玄関口にふさわしい駅の東西が一体となった商業地として、商業・業務・都市サービス施設などの集積を進める。

矢吹駅周辺、磐城棚倉駅周辺から旧一般国道118号沿いに広がる棚倉地区の中心市街地には、現在までの集積を生かし、周辺の拠点を含む購買需要に対応した商業・業務地と位置づける。

白河地区の一般国道4号及び289号等の沿線、及び白河インターチェンジ周辺、棚倉地区の一般国道118号バイパス沿線等は沿道商業地として、地域住民の日常的な生活を支える施設として、周辺の土地利用との調和、水環境の保全等に十分配慮するとともに、中心商業地とバランスのとれた商業・業務環境の形成を図る。

#### ② 工業地

既に工業地が形成されている白河市の工業の森・新白河、白坂工業団地、矢吹町の矢吹テクノパーク、西郷村の大平工業団地、楢山工業団地等の工業団地については、今後とも工業地として配置し、周辺の環境を損なわないよう配慮しつつ、その操業環境の整備保全に努める。

既成市街地内に存在する工業系施設は、その動向を見極めつつ、必要に応じて工場適地へ移転、集約し、居住環境の向上と生産活動の効率化を図る。ただし、地域に密着した地場産業などの工業系施設は、周辺環境に十分配慮しつつ、将来的にも既成市街地内に配置する。

#### ③ 住宅地

都市機能や基盤が集積する市街地（用途地域）の住宅地については、周辺の商業施設等との調和を図りつつ、良好な居住環境の整備・保全を促進し、快適でゆとりのある土地利用を進める。

なお、現在比較的高密度な住宅地が形成されている白河駅などの鉄道駅周辺の既成市街地については、防災性の向上等を図っていく。

また、人口減少時代に対応し、新たな土地需要に対しては主として市街地内の未利用地について計画的な土地利用を誘導していくものとする。また、中心商店街周辺の古くからの住宅地では、狭い道路や行き止まり道路が多い地区が存在しており、適切な誘導等により居住環境の改善を図る。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

## 2) 土地利用の方針

### ① 土地の高度利用に関する方針

白河市の白河駅、新白河駅周辺は、相対的に高密度な土地利用となっているが、本都市計画区域の圏域拠点にふさわしい中心市街地として活性化を図る観点から、遊休地の有効利用に努め、商業・業務・都市サービス等の都市的諸機能の集積を図る。

### ② 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

土地利用の推移及び今後の見通し、さらに都市施設の整備、面的整備等の状況を踏まえて必要に応じて適切に用途転換及び用途純化を図るものとする。

居住環境の向上を図る観点から、住居系用途地域内に工業系施設が混在している地域については、業種並びにその動向を見極めつつ、必要に応じて、用途地域の見直しも含め、工場適地へ移転、集約することを基本とする。

また、魅力的な商業環境の形成を図る観点から、白河駅周辺などの中心商業地においては土地利用の複合化についての検討を進める。

なお、用途地域の変更を行うにあたっては、市町村都市計画マスタープランとの整合を図りながら、地区計画の設定等により既存の土地利用との調和を図ることを基本とする。

### ③ 居住環境の改善又は維持に関する方針

既成市街地内の住宅地については、細街路の解消による避難路の確保や身近な公園の整備などによるオープンスペースの確保とともに、建築物の防火性の向上を促進し、安全で快適な居住環境の形成を図る。

また、新たに計画的に整備される住宅地や既に良好な居住環境を形成している住宅地では、地区計画や建築協定など各種協定の導入の検討を進め、居住環境の一層の向上を図る。

なお、今後の市街化の動向によっては、必要に応じて特定用途制限地域の指定についても検討を行う。

### ④ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

南湖公園、小峰城跡、搦目山、羅漢山などに指定されている風致地区を始め、棚倉城跡、羽黒山等の緑地、奥州街道の名残である松並木や各市町村に存在する社寺林、屋敷林などについては、都市に潤いを与え、歴史的・景観的な価値も有していることから、今後とも保全を図っていく。特に、本都市計画区域の貴重な歴史的・文化的資産である南湖公園については、その一部が都市公園（風致公園）でもあり、また、自然公園法に定める第一種特別地域にも指定されていることから、関係部署との連携のもとに保全を図る。

なお、羽黒山及び風呂山については、良好な風致の保全を図るため、風致地区の指定についての検討を行う。

阿武隈川、久慈川、社川等の河川においては、本都市計画区域の都市環境の骨格を形成していることから、良好な水辺空間として適切な管理・整備を進める。



1 ⑤ 優良な農地との健全な調和に関する方針

2 農地等は、生産性の高い農業経営を確立する上でその根幹をなすものであり、今後と  
3 も優良な農地として保全するものとする。また、市街地周辺に位置する農地は、都市環  
4 境を形成する要素のひとつであり、山林や集落地と一体的な環境として位置づける。

5 なお、既存集落の維持にあたっては、優良な農地との調和を考慮した適切な土地利用  
6 を図る。

7  
8 ⑥ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

9 急傾斜地崩壊危険区域や雨水浸水常習地域等の地区では、災害防止の観点から開発の  
10 抑制に努める。

11 雨水の保水機能を有する里山や市街地周辺の農地等においても保全を図る。

12  
13 ⑦ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

14 自然環境保全地域及び保全系緑地での開発を抑制し、その周辺での開発についても自  
15 然環境に配慮したものとする。

16 城下町の歴史的風情、阿武隈川、久慈川等の美しい水、用途地域を取り囲む豊かな森  
17 や農地等は、本都市計画区域の良好な自然環境を形成しているため、維持・保全を図る。

18  
19 ⑧ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

20 今後の人口減少や高齢化を見据え、無秩序な都市の拡大を抑制し、効率性の良いまち  
21 づくりを行う。

22 特に、既成市街地については、各市町村の都市計画マスタープランや中心市街地活性  
23 化基本計画にもとづく市街地の整備や環境改善を進めるとともに、用途地域の見直し等、  
24 必要な土地利用施策を展開する。

25 一方、用途地域が定められていない区域は、主に自然環境と調和した良好な居住環境  
26 を維持・保全していく区域とし、新たに住宅地の形成を図る場合は、都市基盤が整備さ  
27 れていることを基本とする。また、農村集落地においては住み続けられる生活基盤整備  
28 を進め、農地等の自然と良好な水質の保全を図る。

29 南湖公園の周辺は、保全すべき区域と活用すべき区域を明確にし、関係部署との連携  
30 のもとに総合的な対策を行う。

31  
32 参考 附図3 土地利用方針図  
33

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。なお、施設の整備にあたっては、歴史的街なみの保全や良好な景観の形成に配慮しつつ、誰もが暮らしやすいまちを形成するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた安全で安心して利用できる都市施設を整備する。

### 1) 交通施設

#### ① 基本方針

##### ア. 交通体系の整備の方針

###### ○広域的な連携軸の強化

広域交流を促進するため、東北自動車道等の広域高速交通網へのアクセスとなる道路や、一般国道4号、289号等の機能強化を図る。

###### ○都市の軸の整備

市街地内の骨格となる道路、医療機関へのアクセスなど市街地と集落地などを結ぶ道路整備を進めるとともに、市街地における通過交通の抑制や歩道の確保等により、安全で快適な道路整備を図る。

###### ○交通結節機能の強化

白河駅及び矢吹駅周辺において中心市街地の活性化と都市的魅力の高い空間の形成を図り、その他の鉄道駅については、交通結節性を向上させる駅前広場の整備を検討する。

###### ○防災機能の強化

災害時において、高規格幹線道路や主要幹線道路は広域的な避難路や緊急輸送路として、また、主要幹線道路等に囲まれた区域内の幹線道路や区画道路は区域内での避難路や延焼遮断帯としての役割があることを十分考慮したうえで、地域の防災性を高めるような道路網の検討及び整備を図るものとする。

###### ○人にやさしい環境づくり

高齢化の進展等に対応し、すべての道路及び道路付属施設は、誰にでも使いやすく、安全性及び快適性の高いものとする。

#### ② 主要な施設の配置方針

##### ア. 道路

###### ○高規格幹線道路・地域高規格道路

高規格道路として、南北方向に東北自動車道を、東西方向にあぶくま高原道路を配置する。

###### ○主要幹線道路

本都市計画区域の骨格となる道路として、南北方向に一般国道4号、一般国道11

8号、一般国道294号、(主)棚倉矢吹線、(主)伊王野白河線などを配置する。東西方向に、一般国道289号、(主)矢吹小野線、(主)白河羽鳥線などを配置する。

特に、一般国道118号、289号、294号については、県南広域都市圏内の市町村間及び隣接生活圏との交流・連携の強化を図る道路と位置づける。

骨格となる国道、主要地方道等は、本都市計画区域内の交通処理の円滑化を図り、かつ、各市町村内の既存生活道路網と結節性の向上のため、機能強化を図る。

### ○幹線道路

骨格となる道路を補完し、市街地と集落とを連絡する道路、各市街地内部の交通を処理し良好な市街地を形成する道路等について、計画的に整備を図っていく。

なお、長期にわたり事業の実施が行なわれていない路線については、現在の土地利用や交通需要をもとに、適正な交通網の見直しを図る。

### イ. 交通・駅前広場

白河駅、新白河駅東口・西口に駅前広場を配置する。また、磐城棚倉駅周辺については、駅前広場の整備について検討する。

**参考 附図4 交通施設方針図**

### ③ 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### 【道路】

市町村名	路線名	備考
白河市	(都)白河中央線	一般国道294号白河バイパス
	(都)白河西郷線	一般国道4号
	(都)西郷搦目線	(市)西郷搦目線、(主)白河停車場線
	(都)白河駅白坂線	(市)白河駅白坂線、(主)白河停車場線
西郷村	(都)西郷搦目線	
	(都)駅前西線	

#### 【駅前広場】

市町村名	路線名	備考
西郷村	新白河駅前西口広場	

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42

## 2) 下水道及び河川

### ①基本方針

#### ア. 下水道

本都市計画区域の生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽によって行なわれている。阿武隈川、久慈川の源流域として、水質保全に努めるとともに、良好な生活環境の形成に資するため、汚水処理人口普及率の向上に努める。

また、施設整備にあたっては、東日本大震災での被害を教訓に、管渠の液状化対策や処理場等の耐震化を十分考慮した災害に強い下水道整備を進める。

#### イ. 河川

河川については、洪水等の災害履歴や災害発生の危険性等を総合的に判断し、河川改修を進める。また河川整備にあたっては、住民が水辺に親しむことのできる環境づくりや自然生態系に配慮した環境づくりに努める

### ②主要な施設の配置方針

#### ア. 下水道

##### a. 管渠

宅地化の状況、道路やその他の公共施設の整備状況などを勘案し、管渠を配置する。さらに、排水路などの整備による雨水排水対策を図る。

##### b. 排水区域

現在の排水区域を基本に、公共下水道の導入が適切であると判断される新たな市街地や既存集落地について、順次計画的に編入する。

##### c. 処理場

白河都市環境センター、棚倉町浄化センター及び埴浄化センターについては、処理区域の拡大に伴う処理能力などを見極めつつ、新たな施設の設置が必要となった場合、周辺環境との保全、調和に十分配慮した施設計画の立案と位置の選定を行う。

#### イ. 河川

治水の安全性を確保し、地域住民の安全を守るため、一級河川である谷津田川、久慈川、近津川を位置づける。

参考 附図5 下水道整備の方針図

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33

③主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

ア. 下水道

種別		名称
公共下水道	流域関連	矢吹町公共下水道（県中処理区）
	単独	白河市公共下水道（白河処理区） 西郷村公共下水道（白河処理区） 棚倉町公共下水道（棚倉処理区） 埴町特定環境保全公共下水道（埴処理区）

イ. 河川

種別	名称
一級河川	谷津田川、近津川、久慈川

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。

3) その他の都市施設

①基本方針

快適な生活を営む上で必要不可欠なごみ処理施設、市場、墓園、火葬場などの都市施設については、既存施設の有効活用を図りながら、適宜、機能の更新を図る一方、今後必要となる都市施設については設置の検討を行った上で、新たに配置していくものとする。

②主要な施設の配置方針

ア. 卸売市場

都市施設として白河市公設地方卸売市場を位置づける。流通形態の多様化や消費面における食生活の多様化などに十分対応しうるよう市場機能の充実を図るとともに、施設の効率的な活用と適切な運営に努めるものとする。

イ. 火葬場

都市施設として白河市火葬場、矢吹町火葬場、東白衛生組合東白斎苑を位置づける。適正な維持・運営を行いつつ、周辺環境に配慮し、施設利用者の利便性の向上に努めるものとする。

ウ. 墓園

都市施設として羅漢墓地を位置づけ、適切な運営を行う。

参考 附図6 その他都市施設整備の方針図

1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15

## 6. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

市街地開発事業を実施するにあたっては、用途地域内で未利用地の多く存在する地区、あるいは中心市街地の活性化のために面的整備の導入が適切と判断される地区等において、土地の有効利用を図り、都市のにぎわいを取り戻すことを基本的な考え方とする。

そのため、長期的な視点に立った検討を踏まえ、必要に応じ適用すべき事業を選定するものとする。

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

本都市計画区域は、阿武隈川、久慈川の源流域にあたり、これらの河川の源となる那須連峰、阿武隈山地、八溝山系の山々は地域の環境を特徴付ける骨格となっている。これらは、それらの水により潤される農地などとともに、水源のかん養や生態系の保全など、多様な機能を有している。

また、市街地の南湖公園、小峰城跡、棚倉城跡等の緑地、旧奥州街道の松並木等は、歴史的にも意義深い文化的資源であり観光・レクリエーションの拠点であるほか、市街地内の屋敷林や社寺林などと一体となって重要な景観構成要素となっている。

このように、本都市計画区域の自然景観は、住民を始め多くの人々の生活に潤いを与えると同時に地域の風土形成に重要な役割を果たしており、今後ともこの良好な自然環境の保全を図る必要がある。

なお、必要に応じて建築物等の高さ制限により小峰城跡や那須連峰など地域のシンボルの眺望・景観を確保し、都市として良好な自然的環境の維持・形成を図る。

棚倉地区においては、棚倉城跡を中心とした自然景観と歴史的風情の維持・形成を図る。

塙町においては、「緑の基本計画」において緑化重点地区に位置づけられている塙・上渋井地区は、久慈川を基幹緑地軸とし、多彩な緑空間のネットワークの形成を図るとともに、磐城塙駅周辺については防災公園の整備を検討する。

### 2) 主要な公園緑地の配置方針

#### ① 環境保全システムの配置方針

本都市計画区域の山林や河川については、今後とも区域内の都市の自然的環境を形成する緑地として保全を図っていく。

また本都市計画区域には、天然記念物であるジャッコイを始め貴重な生態が息づく環境が残っており、これらは今後とも自然環境として保全していく。

河川の改修や公園緑地の整備等にあたっては、生態系に配慮し、環境共生の考え方に基づいた施設整備を行い、自然環境の保全・調和を図る。

この他、風致地区や地区計画の指定等により、今後も都市の良好な自然景観を維持し、都市環境の保全を図ることとする。

#### ② レクリエーションシステムの配置方針

身近なレクリエーションに資する公園として住区基幹公園を位置づけ、誘致圏、都市防災機能及び生活環境保全機能等を考慮しながら配置する。広域性、多極性あるいは地形上の特性などにより誘致圏等の整合がとれない地区については、都市基幹公園の整備に努めることにより、区域を越えた利用を図るものとする。

都市基幹公園としては、白河市の白河総合運動公園、泉崎村のさつき公園、矢吹町の大池公園等を位置づけ、スポーツ・観光レクリエーションの拠点として充実・整備を図る。

このほか、棚倉町のルネサンス棚倉等をスポーツ・レクリエーション需要に対応する

1 施設として位置づけ、活用を図る。また、市街地や集落における寺社、河川の水辺空間  
 2 に残る豊かな緑地は、住民が地域の風土や自然に親しむ空間として、保全とその活用に  
 3 努める。

4  
 5 **③ 防災システムの配置方針**

6 災害時の避難場所については、住民生活の安全・安心の確保の観点から、誰もが利用  
 7 できるよう、避難路の確保を含め、地域の実情に応じて一定規模を持った公園緑地を効  
 8 果的に配置する。

9 崖崩れの危険性の高い箇所では、保安林等を斜面の地滑りや急傾斜地崩壊などの災害  
 10 を抑制する緑地として位置づけ、保全を図る。

11  
 12 **④ 景観構成システムの配置方針**

13 阿武隈川や久慈川は、景観構成上の主要な骨格であり、美しい水の確保、動植物の生  
 14 息域の保護に努めつつ、流域に広がる里山や農地、道路の植樹帯や公共施設における緑  
 15 地など、多様な緑を維持・配置しながら、連続性のある景観の形成に努める。

16 那須山系、阿武隈高地や八溝山地のつくり出す山の輪郭線は、既成市街地や農村集落  
 17 地からの景観要素として重要であることから、建築物の高さを制限することなど稜線の  
 18 保全について検討する。

19 住宅地については、市街地景観並びに居住環境の向上を図るため、地区計画等の導入  
 20 の検討や公園緑地の適正な配置を行う。

21  
 22 **3) 実現のための具体の都市計画制度方針**

23 **① 都市公園の整備**

24 都市公園については、下表に示す内容を基本とし、地域の実情に応じた整備を行うも  
 25 のとする。

種類	種別	整備、保全方策(地域地区等を含む)
住区基幹公園	街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用 できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね500m四方に1ヶ 所程度配置)
	近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用 できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね1km四方に1ヶ所 程度配置)
	地区公園	住居系市街地において、徒歩圏域内に居住する住民が容易 に利用できるよう確保を図る。(従来の目安は概ね2km四方 に1ヶ所程度配置)
都市基幹公園	総合公園	原則として、1つの市町村の区域を対象として、住民が容易に 利用できるよう確保を図る。
緩衝緑地等	風致公園	樹林地、湖沼等の良好な自然環境を形成する土地を選定し、 確保を図る。

26  
 27 **② 風致地区**

28 南湖周辺や小峰城跡など、現在指定されている風致地区は、その保全を図る。  
 29



1           ③ その他

2           良好な自然の保全により緑空間を維持していくため、現行の各種法令における規制（景  
3           観地区、河川区域、農振農用地区域、保安林区域等）のほか、緑地協定の締結支援、記  
4           念樹贈呈、生け垣設置補助制度などにより、都市計画制度以外の手法との連携を進めて  
5           いくものとする。

6  
7  
8  
9

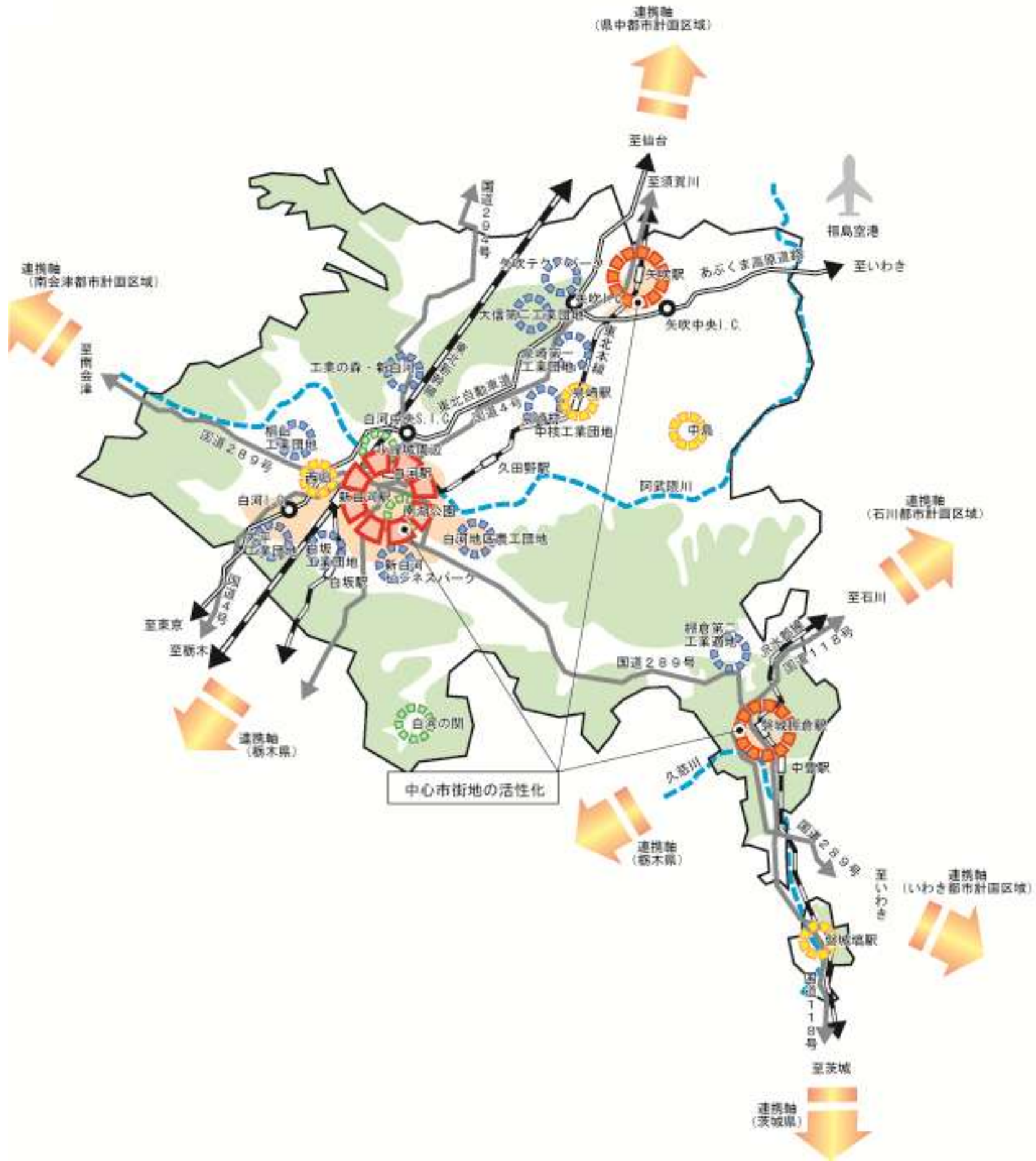
参考 附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図

1 都市形成略史年表

年	出来事
正応2年(1289年)	結城祐廣が下総結城より移住し白河荘を本拠とする。
興国・正平(1340年～1369年)	結城親朝が別家小峰氏を創設し、小峰ヶ岡に城(小峰城)を築く。
天正18年(1590年)	豊臣秀吉の奥羽仕置きにより最後の当主結城義親は領地を剥奪され、約400年間、白河を支配した結城氏が没落する。以後、白河は会津領に組み込まれる。
慶長7年(1602年)	佐竹氏が徳川家康より国替を命じられ、出羽国秋田へ移る。これ以降、塙町を含む地域は、陸奥国初の幕府直轄地(天領)となり、享保14年(1729年)には塙代官所が設置される。
寛永元年(1624年)	平・白河・会津と並び奥州外様大名の動きを監視する軍事拠点として丹羽五郎左衛門長重が棚倉城を築いた。
寛永4年(1627年)	丹羽長重が徳川秀忠により初代白河藩主として10万石を与えられて白河藩が成立し、長重は幕命による、白河城(小峰城)の大改修と町割りの整備を行う。以後、240年間にわたり、7家21代が白河藩主を務める。
慶応2年(1866年)	白河藩は幕領として二本松藩預かりになる。
明治元年(1868年)	戊辰戦争白河口の戦いにおいて白河城(小峰城)が消失。
明治4年(1871年)	廃藩置県により、白河藩は白河県(のち二本松県)となり、棚倉藩は棚倉県となる。
明治9年(1876年)	踏瀬村が踏瀬新田村、十軒新田村を編入。 北平山村が北平山新田村を編入。 福島県へ編入される。
明治12年(1879年)	郡制の施行に伴い、棚倉に東白川郡役所が置かれる。
明治20年(1887年)	東北本線上野―仙台―塩竈間開通。
明治22年(1889年)	町村制施行に伴い西白河郡白河町・西郷村・矢吹村・中畑村・三神村が発足。 棚倉町、杜川村、高野村、近津・山岡組合村が発足。 常豊村、笹原村、高城村、石井村が発足。
明治35年(1902年)	町制施行で矢吹村が、矢吹町となる。
昭和9年(1934年)	水郡線水戸―安積永盛間全線開通
昭和16年(1941年)	白河市、西郷村に都市計画区域指定。
昭和23年(1948年)	常豊村が塙町と改称。
昭和23年(1948年)	棚倉町に都市計画区域指定。
昭和24年(1949年)	白河町と大沼村が合併して、白河市が発足。 東北本線全面開通。 塙町に都市計画区域指定。
昭和26年(1951年)	西白河郡三神村の一部を矢吹町へ編入。 白河市で用途地域を都市計画決定。

昭和 29 年 (1954 年)	白河市が白坂村を編入。 白河市が小田川村を編入。 川崎村と関平村が合併し泉崎村発足。 矢吹町に都市計画区域指定。
昭和 30 年 (1955 年)	白河市が五箇村を編入。白河市が表郷村の関辺地区及び旗宿地区を境界変更により編入。 滑津村と吉子川村が合併し、中島村が発足。 矢吹町・中畑村・三神村・岩瀬郡広戸村柿の内が合併し、矢吹町となる。 棚倉町、杜川村、高野村、近津・山岡組合村の 1 町 3 村が合併し、棚倉町となる。 塙町が笹原村と合併し、塙笹原町となる。さらに同年、高城村、石井村の一部と合併して塙町となる。
昭和 32 年 (1957 年)	国鉄バス白棚高速開通。
昭和 34 年 (1959 年)	J R 水郡線全線ディーゼル化。
昭和 48 年 (1973 年)	東北自動車道白河一郡山間開通。 西郷村で用途地域を都市計画決定。
昭和 49 年 (1974 年)	東北自動車道矢板—白河間開通。
昭和 57 年 (1982 年)	東北新幹線開業。
昭和 62 年 (1987 年)	矢吹町で用途地域を都市計画決定。
昭和 63 年 (1988 年)	棚倉町で用途地域を都市計画決定。
平成 7 年 (1995 年)	泉崎村、中島村に都市計画区域指定。
平成 12 年 (2000 年)	一般国道 118 号バイパス完成。
平成 13 年 (2001 年)	あぶくま高原道路 「矢吹 IC—玉川 IC 開通」
平成 17 年 (2005 年)	白河市、西白河郡表郷村、大信村、東村が合併し、白河市となる。
平成 20 年 (2008 年)	一般国道 289 号甲子道路開通。
平成 23 年 (2011 年)	東日本大震災発災
平成 23 年 (2011 年)	あぶくま高原道路 全線開通

1  
2  
3



—拠点の定義—

- 圏域拠点**  
広域都市圏全体の都市活動を支え、居住や経済活動が高密度に展開される拠点
- 地域拠点**  
複数市町村の都市活動等を支える機能が集積する拠点
- 生活拠点**  
日常生活圏域内の生活活動を支える拠点

—凡例—

- |  |         |  |               |
|--|---------|--|---------------|
|  | 都市計画区域  |  | 圏域拠点          |
|  | 連携軸     |  | 地域拠点          |
|  | 自動車専用道路 |  | 生活拠点          |
|  | 主要幹線道路  |  | 工業拠点          |
|  | 新幹線・鉄道  |  | 観光・レクリエーション拠点 |
|  | 河川      |  | 空港            |
|  | 都市的土地利用 |  |               |
|  | 集落・田園   |  |               |
|  | 山地      |  |               |

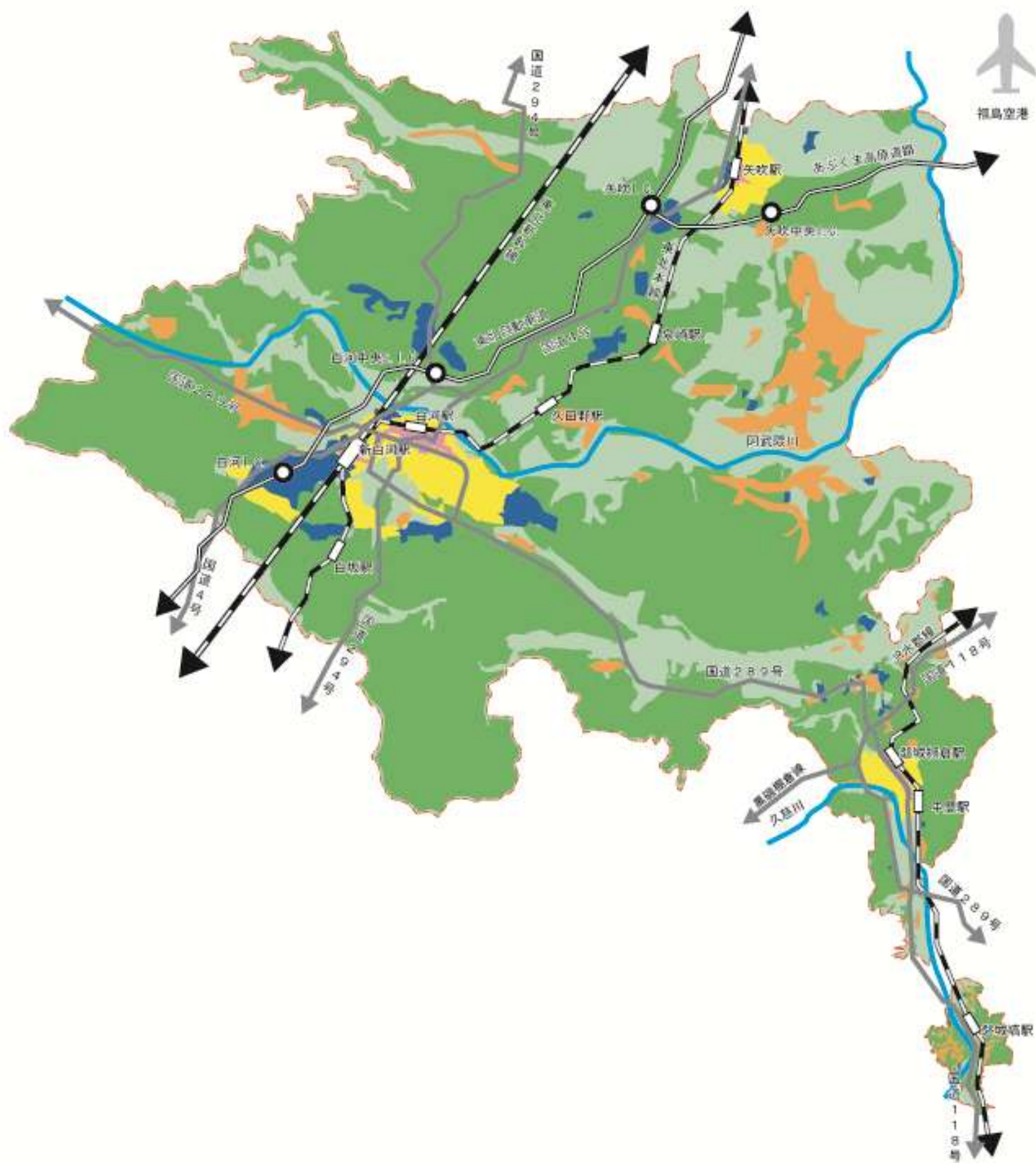
附図1 都市構造図(参考)  
—(仮称)県南都市計画区域—





附図2 広域都市圏構造図（参考）  
— 県南広域都市圏 —

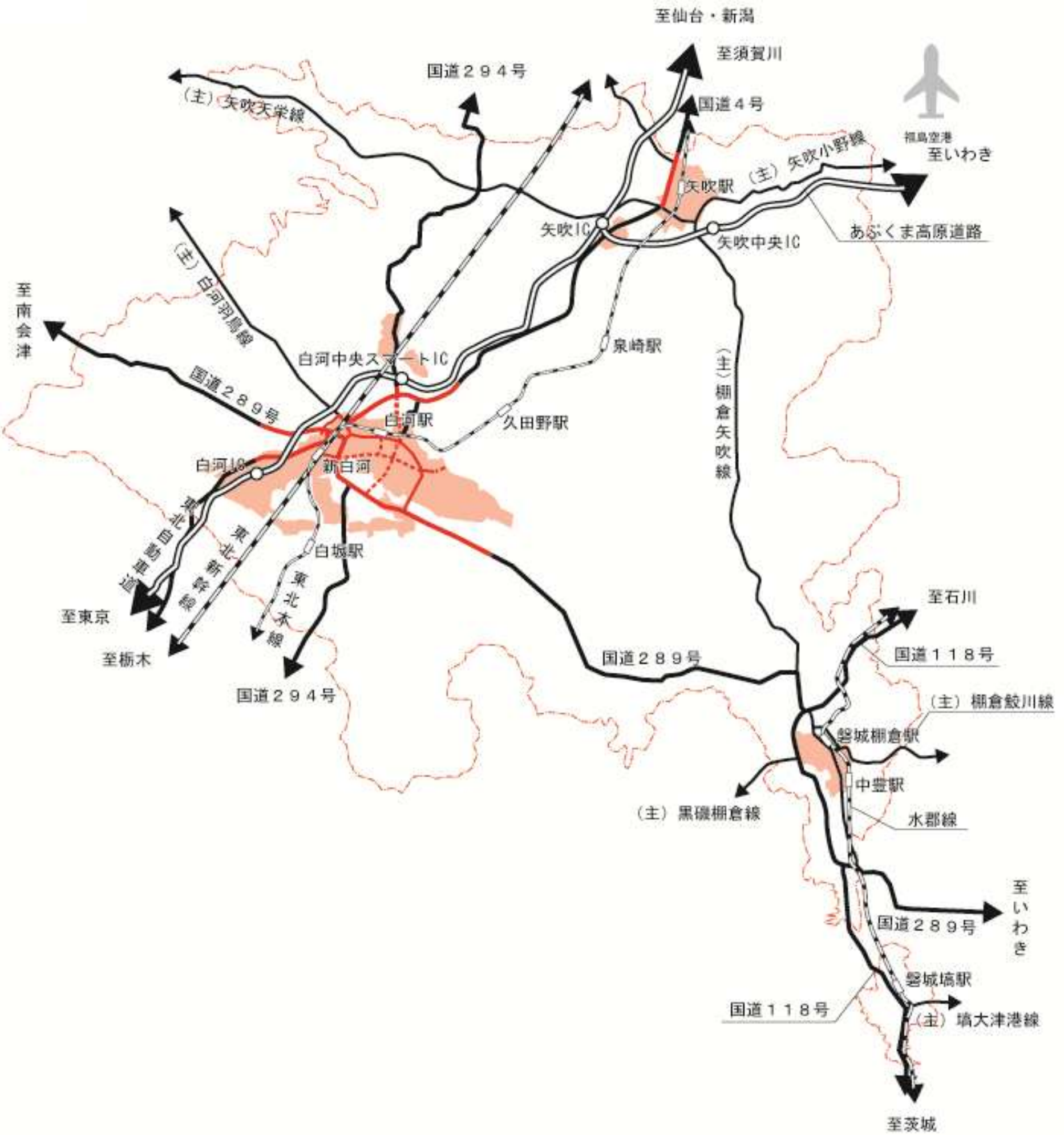




—凡 例—

- |  |              |  |        |
|--|--------------|--|--------|
|  | 都市計画区域       |  | 住居系市街地 |
|  | 自動車専用道路      |  | 商業系市街地 |
|  | 自動車専用道路 (計画) |  | 工業系市街地 |
|  | 主要幹線道路       |  | 集落     |
|  | 鉄道           |  | 農地     |
|  | 河川           |  | その他自然  |

附図3 土地利用方針図 (参考)  
— (仮称) 県南都市計画区域 —

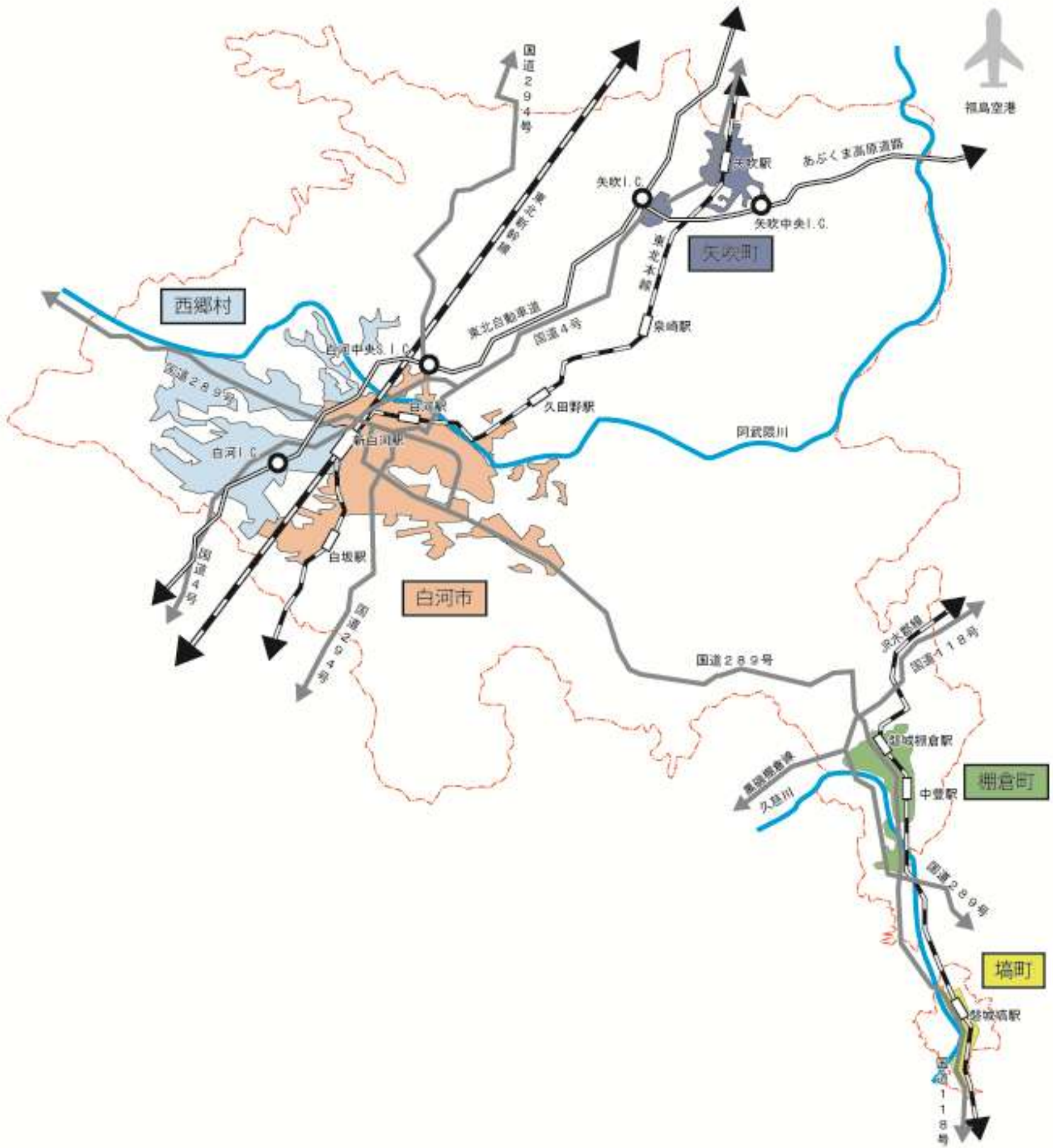


一 凡 例 一

	都市計画区域		主要地方道等
	自動車専用道路		主要地方道等 (計画)
	自動車専用道路 (計画)		市街地
	国道		鉄道
	国道 (計画)		
	※ 赤で示す路線は都市計画道路		

附図4 交通施設方針図 (参考)  
- (仮称) 県南都市計画区域 -



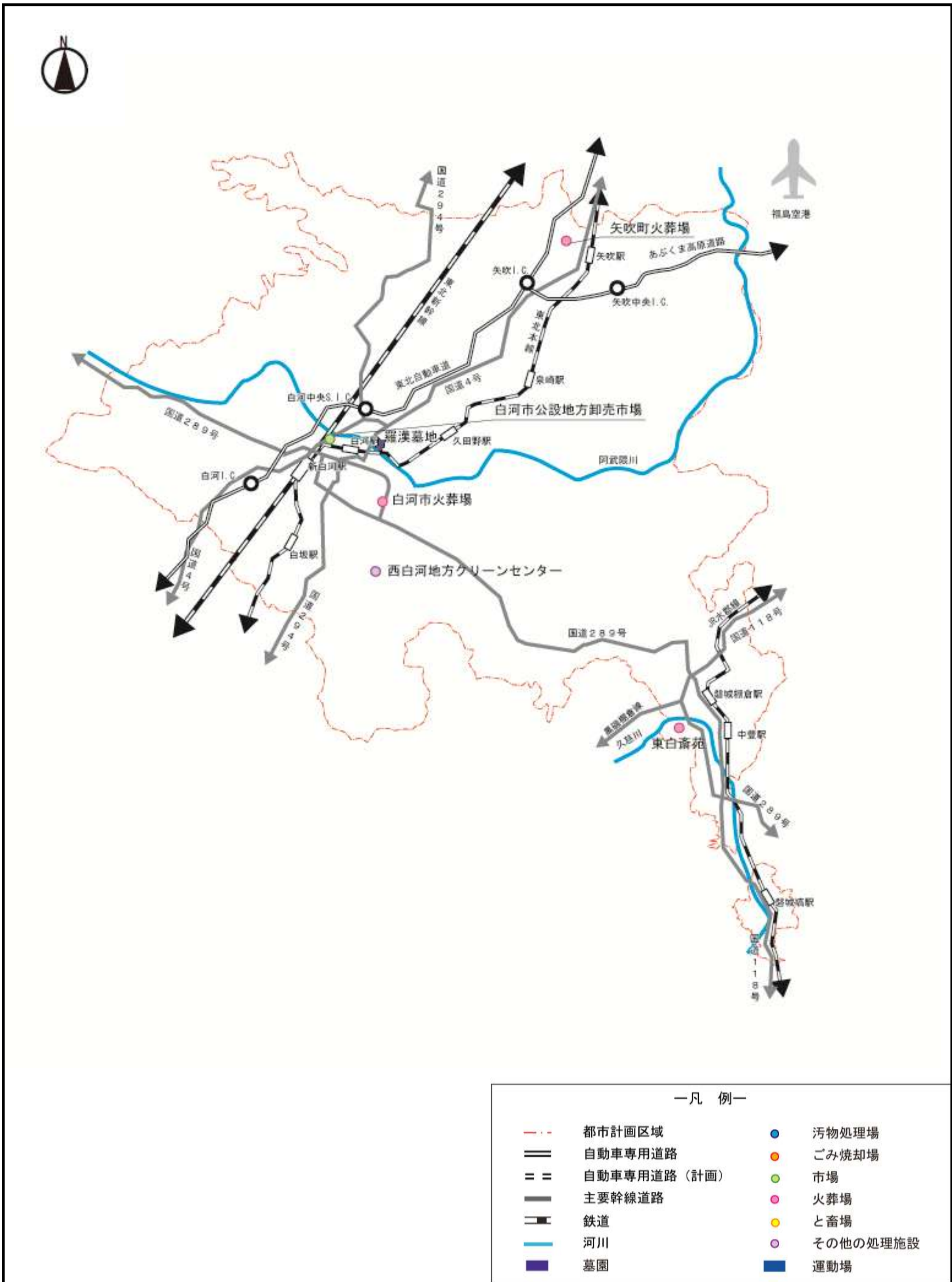


— 凡 例 —

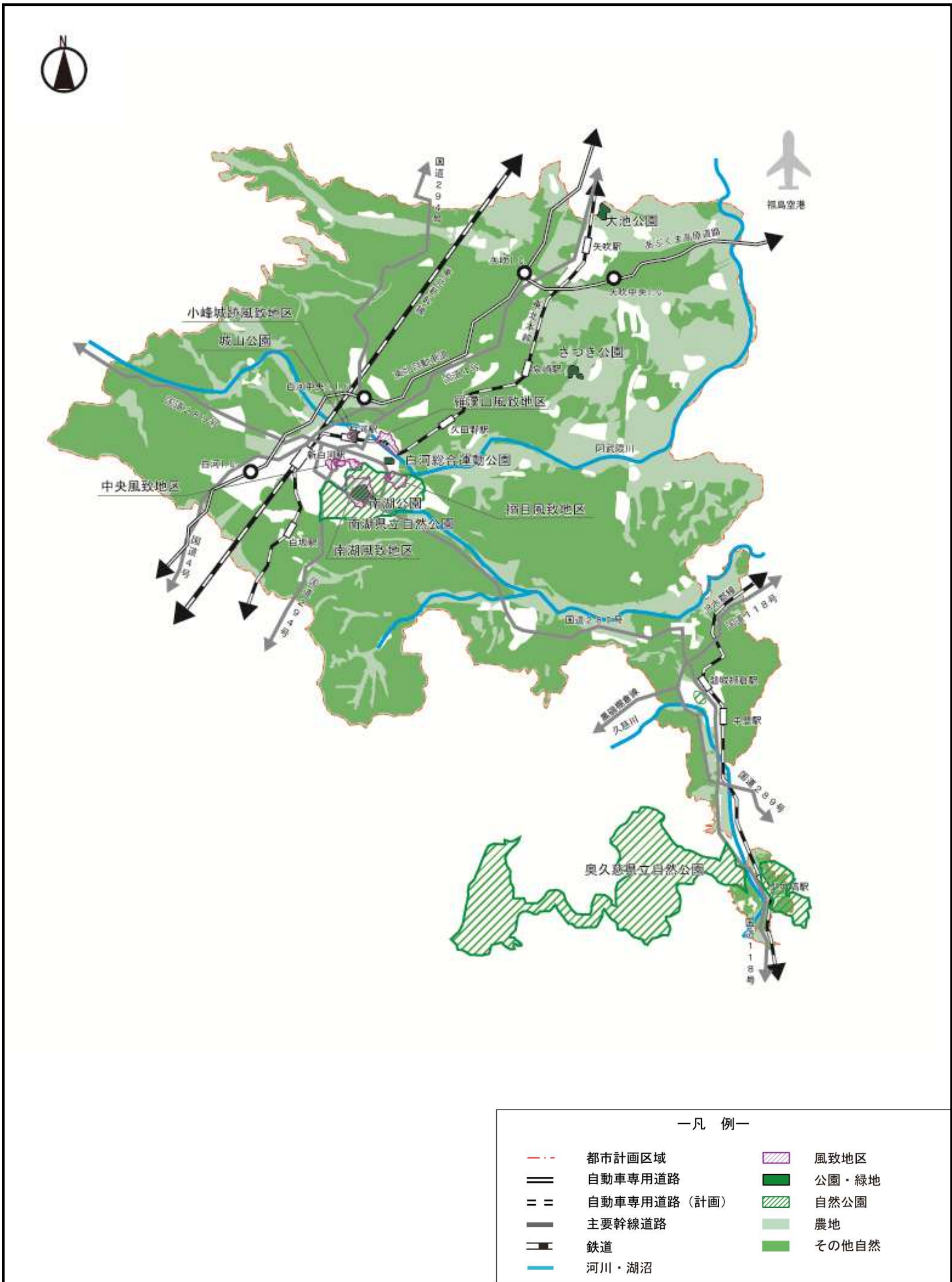
	都市計画区域		下水道（流域・公共）
	自動車専用道路		ポンプ場
	自動車専用道路（計画）		処理場
	主要幹線道路		管渠
	鉄道		河川

附図5 下水道整備の方針図（参考）  
—（仮称）県南都市計画区域—





附図6 その他都市施設整備の方針図 (参考)  
 — (仮称) 県南都市計画区域 —



附図7 自然的環境の整備又は保全に関する方針図（参考）  
 - (仮称) 県南都市計画区域 -